

17-19世紀鬱陵島海域の生業と交流

池 内 敏

はじめに

- I 日本人による鬱陵島海域の利用
- II 朝鮮人による鬱陵島海域の利用
- III 境界領域に対する意識

おわりに

はじめに

鬱陵島は近世日本では竹島¹⁾と呼ばれ、鳥取藩領米子町人大谷・村川両家が、江戸幕府から得た「竹島渡海免許」と鳥取藩からの経済的支援を背景にして、寛永2年(1625)から元禄4年(1691)に至る約70年間この海域での資源を排他的に独占利用した[池内敏 1999]。竹島における日本人・朝鮮人の競合は元禄5年に始まり、二年続けて収益の得られなかった大谷・村川両家は元禄6年、竹島出漁中の朝鮮人漁民安龍福・朴於屯を米子まで連行した上で竹島における利権の確保を鳥取藩に訴えた。鳥取藩からの訴えを受けた幕府は、竹島への朝鮮人渡航禁止を求めよう対馬藩に命じ、日朝交渉が始められた。竹島一件である。交渉は紆余曲折を辿り、江戸幕府は元禄9年(1696)1月、鳥取藩に対して大谷・村川両家の竹島渡海禁止を命じた。当初の指示とは正反対に日本人の竹島渡海が禁止され、大谷・村川両家の竹島渡海の歴史には幕が引かれた[池内敏 2001]。この幕府決定は翌年2月に朝鮮側へ正式に伝えられ、日朝両国間における国家レベルでの決着を見るに至る。

さて、鬱陵島は15世紀初めから1880年代初めに至るまで朝鮮政府によって政策的に朝鮮人の渡航・居住が禁止された「空島」であったとされる。これについて川上健三は、竹島一件を経て初めて朝鮮政府による鬱陵島巡察制度が定期的に機能するようになって「真の意味における「空島政策」がとられる

ようになった」とし、17世紀末以降、朝鮮人の鬱陵島渡航・入居・漁採が政府によって厳に禁じられたことを述べる[川上健三・175-177頁]。川上はこう論じることによって、当該期の朝鮮人が鬱陵島のさらに沖合にある竹島/独島へ赴くことがありえないとした。その一方で川上は、天保7年(1836)に摘発された浜田藩会津屋八右衛門一件を引き合いに、この時期に日本人の松島(竹島/独島)渡航が可能であったと論じる[川上健三・190-192頁]。これに対して宋炳基は、竹島一件後に鬱陵島巡察(搜討)制度が定期的になされたことを通じ、朝鮮政府の鬱陵島海域に対する地理的認識が深まったことを指摘し、そうした知見の拡大は同時に朝鮮半島沿岸部民衆の鬱陵島渡航をかえって活発化させたとも述べる[宋炳基・51-59頁]。宋炳基のいう朝鮮政府の地理的認識の深まりとはすなわち竹島/独島に対する具体的な認知のことである。これら川上健三・宋炳基の研究に共通する難点は、いずれも文献史料に基づく研究でありながら、鬱陵島の歴史的な位置づけが現在日韓間における竹島/独島の帰属問題と密接に関わらざるを得ないがゆえに、その論理展開に政治的要請や今日的な認識の枠組みに引きずられる側面が否定できない点である²⁾。

ところで15世紀の鬱陵島「空島政策」を検討した藤田明良は、「国家の政策即人民の動向」とする捉え方に異議を唱えて史料の再解釈を行い、空島政策にもかかわらず朝鮮半島沿岸からの人の流入が継続したことや、女真人の鬱陵島来島の可能性、倭人と朝鮮人とが鬱陵島で連合しえたことを明らかにした[藤田明良]。こうした鬱陵島海域を舞台にした交流について、藤田は15世紀と17世紀以後とのあいだに質的違いのあることを見通しとして述べる[藤田明良・41頁]が、論者によっては19世紀の鬱陵島海域

を舞台にした日朝間の交流＝密貿易の可能性が論じられる。たとえば先述の会津屋八右衛門一件〔森須和男 1991, 同 1996³⁾, 落合功〕がそうであり、文久2年(1862)石見国への朝鮮人漂着事件を素材に、鬱陵島産の朝鮮人参密売が推測されてもいる〔李薫・110-111頁〕。

本稿では、これら先行研究を批判的に再検討し、鬱陵島海域における生業や海域利用のあり方に着眼して史料を読み直すことを通じ、この海域における交流の歴史的特質を見極めたい。

- 1) 以下とくに断らない限り、本稿で竹島と表記した場合はすべて鬱陵島のことである。鬱陵島海域には現在わが国で竹島と呼ぶ島が存在するが、近世日本ではこの島は松島と呼ばれた。また同島を現在大韓民国では独島と呼ぶ。この島について本稿では、松島、松島(竹島/独島)ないしは竹島/独島と表記する。なお、近代に入ってから鬱陵島を松島と称したこともあるが、本稿行論中では該当する事例がない。また、引用史料については、すでに翻刻がある場合、翻刻史料の掲載された著書・論文で典拠を示し、原典・原蔵者名を省略する。史料中の下線は特記しないかぎり池内による。さらに、参考文献に*を付したものはいずれも韓国語の文献である。表題および引用文の和訳は池内による。なお、宋炳基著書の第二章「朝鮮後期の鬱陵島経営——搜討制度の確立——」については和訳(ただし結論部分は省略されている)がある〔宋炳基(内藤浩之訳)〕。
- 2) 川上の研究が、実証的研究の体裁をとりながら、史実評価に関わる部分で恣意的な史料の取舍を行っている点については、〔池内敏 2001・2-3頁〕で触れた。
- 3) 森須和男にはほかにも多くの関連稿がある。〔落合功〕の注(3)を参照されたい。

I 日本人による鬱陵島海域の利用

1 竹島

鳥取藩領米子町人大谷・村川両家による竹島渡海は年に一度2月～7月ころの時期を選んで行われた。2・3月ころに米子を出た船は、出雲雲津(三尾関・美尾関)・隠岐島を経由して4月前後に竹島に到り、数カ月間そこで滞留しながら採取・漁労を行い、6・7月ころに竹島を出て帰途についた。また、竹島のうち入港・繫留可能な場所には「浜田浦・古

大坂浦・大坂浦・北国浦」等の名前が付けられたが、各浦の命名にあたっては山陰地方と北国・大坂を結ぶ航路・港町との連想が働いたであろう。それらのうち入出港の拠点となったのは浜田浦であったが、それは竹島からの帰りに石見浜田を経由することがあった¹⁾ことと関わるかもしれない。一方、渡航に使われた船は「船の長サ九尋人数三十六人乗組」²⁾・「拾三反ノ船二艘ヲ整ヒ、(中略)彼此五拾人乗組」³⁾・「式百石斗積ノ船壹艘」⁴⁾といった規模で、乗組員は伯耆・隠岐などから集められた〔池内敏 1999・40頁〕。

こうした渡航ルート・竹島の各浦命名のあり方・そして渡航者の出身地等々をも考えあわせると、東は因幡から西は長門・対馬に到る山陰地方の海岸部には竹島渡海に関わる経験や知識をもった人々が少なからず存在したことが想定できる。これら潜在的な競合勢力を排除または傘下に収めて利権の独占を実現するため、大谷甚吉は村川市兵衛とはかって「竹島渡海免許」発給を幕府に求めた。くだんの免許は寛永2年(1625)鳥取藩主池田光政あてに発給され、大谷・村川両家はその写を携行し年々の竹島渡海を行った〔池内敏 1999〕。採取された百合草・にんにく・大竹・大桐などが「竹島産の珍品」として贈物とされることもあった〔池内敏 1999・41頁〕が、これは稀であった。竹島渡航の主目的はアシカ猟と鮑漁にあり、それらに付随して材木伐採がなされ、ときに現地で造船もされた。

大谷・村川両家は、渡航前年の冬に鳥取藩から4貫前後の額を借銀し、渡航資金とした。借銀は収獲物の上納によって相殺されたが、天和元年(1681)前後からは収獲がかなり落ち込み⁵⁾、さらに元禄5年以後は朝鮮人漁民との競合による四年連続の無収益となったから、やがて借銀返済にも困るようになった。鳥取藩は元禄7年11月、資金貸付けを打ち切ったうえで、竹島渡海は「商売之儀ニ候へハ御留難成候間、勝手次第」として突き放した⁶⁾。大谷・村川両家の竹島渡海断絶は、元禄9年正月の竹島渡海禁止令と鳥取藩からの資金援助中止という法的・経済的拘束によって余儀なくされたものであった。

元禄9年正月の竹島渡海禁止令は、鳥取藩の関係者にのみ報されたものであり、全国法令ではなかつ

た⁷⁾。しかしながら、山陰地方沿岸部の広範な地域の人々を大谷・村川両家の傘下におさめてなされた竹島渡海であったから、直接的には大谷・村川両家に宛てて示されたに過ぎない禁令も、実際に渡航できなくなったという事実をもってこの海域の人々に浸透したに違いない。

元禄7年(1694)6月ころ、安芸広島へ出かけた対馬商人は、「竹島へ朝鮮人百余人・船十艘程ニ而参居候由、(中略)日本人罷越候へ者、鉄砲を打かけ、寄せ不申候」とする噂話を鳥取藩領の者から聞かされた[池内敏 1998b・103頁]。また、文政9年(1826)の序をもつ『中陵漫録』は、享保のころまでは「長州の海辺細民」が竹島で竹を伐り、長府で商っていたが、「何の頃より朝鮮の細民来て居す、近来船を遣すに、彼の人々鉄砲を放て其島中に入る事をゆるさず、此故に今は往て竹を斫るものなし」と記す。二つの史料に共通する、鉄砲で日本人を竹島から排除する朝鮮人なる像は、たとえば後述するフランス船の航海日誌に登場する朝鮮人の姿と対比しただけでも事実とは認定しがたい。むしろ、それまで竹島で利益を享受してきた人々が、元禄5年以来竹島渡海を阻害され収益があげられないことの弁明を、それが威嚇的・暴力的な排除によるものなのだとする理由説明として生み出した「噂話」なのではないか。そして、そうした噂話が、鳥取藩領、安芸広島、長州という地域で共有されていたことに注目される。こうした噂話は、元禄の竹島渡海禁令からしばらくのあいだ、山陰地方沿岸およびその周辺の人々にとって、竹島は危険なのだとして渡海を自ら抑止する心性を育んだのではなかったか。

ところで、元禄竹島渡海禁令ののちも日本人の竹島渡海が継続したことが、宋炳基・内藤正中によって論じられている。たとえば宋炳基は、肅宗36年(1710)10月3日における李光迪の上疏中にある「倭船比比漁採於鬱陵島誠可寒心」なる文言や、同40年(1714)7月22日条をとりあげて、「日本沿岸漁民たちの鬱陵島侵漁は、少なくとも18世紀初め(肅宗末年)までは続いたようだ」とする[宋炳基・58-59頁]。しかしながら、前者は国内防御七策・対外防御六策としてあげられたうちの対外防御第五策の行文中で触れられたもので、「東海古有水

宗而船舶不通故革罷諸鎮矣、数十年来水宗大變而倭船比比漁採於鬱陵島誠可寒心」とする一部分である。下線部に先行する部分と併せ考えると、下線部の事態は必ずしも18世紀初めに入って生じたものとは限らない。また後者を史料原文で示せば「平蔚之距鬱陵島不遠倭往来頻数、而東沿一帶八百余里之間只有数鎮海防、疎虞誠可慮云故也」であり、この部分から「倭船のなかには江原道海岸部で剽盗を行うものもあった」とする宋炳基の解釈は理解に苦しむ。たしかに「平海・蔚珍は鬱陵島から遠く隔たってはならず、倭の往来がたびたびある」(下線部)は気になるが、1712・13年の二年間に慶尚道東北海岸への日本人漂着事件が三件(慶州府水營・迎日・蔚山)発生しているから[池内敏 1998a・「近世日本人の朝鮮漂着年表」145頁]、「倭の往来」は必ずしも意図的な渡航とは限らない。一方、内藤正中は、奥原碧雲『竹島及鬱陵島』の引用した「観聴随筆」なる史料をもとに、1720年代初め石見大森銀山領商人による竹島密貿易を例示する[内藤正中・124頁]。しかしながら、奥原の引用した「観聴随筆」は異本であって、原本によれば1720年代初めに生じた事態は竹島密貿易などではなく、大森銀山領に漂着した唐船の積荷を密売買ったというものであった[田村清三郎・23-24頁]。元禄竹島渡海禁令ののち再び日本人が竹島渡海を試みるのは、やはり天保竹島一件の会津屋八右衛門まで待たねばなるまい。

天保7年(1836)に発覚した浜田藩会津屋八右衛門の一件は、浜田藩の黙認のもと八右衛門が銀主(渡航資金提供者)を得て竹島渡海を試み、「異国之属島へ渡海、立木等伐採持帰り候始末」が不届きとして死罪とされた事件である。八右衛門の口上書によれば、この時期には彼以外にも竹島渡海を構想するものが登場し、しかも阿波の人であった[森須和男 1996・73頁]。おそらく、大坂と北国を結ぶ廻船が活発に行き来するうちに、瀬戸内海域の人々で山陰地方の沖合に竹島の姿を遠望するものも増えたに違いない。また、それまで山陰地方海岸部の人々に残っていた竹島渡海に対する心理的抵抗感が薄れ、経済的規制が外れ(銀主の確保)、「右最寄之松島へ渡海之名目」をたてて渡海すれば問題は無かろうという方便による法的規制が外されたこと、こうした

ことが八右衛門にも竹島渡海を促した。

ここで彼のなしたこと、展望したことは何だったか。八右衛門は浜田藩に対し、「良材有之、海岸魚類モ多、魚業・材木等取出スナラハ助成」となるだろうと提案する。また天保4年(1833)に竹島渡海を果たした彼は、「人参ニも可有之と見込候草拾五六株」を掘取り、櫻・桑・杉・桜など思い思いの木材を「都合四五拾本」伐採してきたという⁸⁾。八右衛門が竹島渡海で成し遂げたのは、それまでの渡海者たちと同様に天然資源の略奪だったとせねばなるまい。

2 松島(竹島/独島)

文献史料上における「松島」の初見は、1650年代初めころのものと推定される石井宗悦書状(年末詳、大谷道喜あて)に次のように現れる⁹⁾。

(前略)松島へ七八拾石之小舟遣、鉄砲ニ而
(アシカ)
ミち打申候ハ、小島之事ニ候間、竹嶋江ミ
ちにけさり、竹嶋之納所大分候ハんと市兵衛望
被申候(後略)

これによれば、村川市兵衛の目論見は、松島にいるアシカを鉄砲で追い、竹島へ逃げたアシカを捕獲するというものであった。すなわち竹島と組み合わせた形態での松島利用であった。換言すれば、松島単独では利用価値がないということである。

ところで、おたがい隔年で竹島渡海を行ってきた大谷・村川両家ではあったが、松島利用の熱意には温度差があった。村川家の側が1650年代初めころから松島利用に積極的であったのに対し、大谷家はそうではなかった。そこで万治元～3年(1658～60)に大谷・村川両家のあいだで協議が繰り返され、寛文元年(1661)から大谷家も松島の利用を始めることで合意した。しかしながら、実際には大谷家の松島利用は進まず、村川家のみが松島を利用し、大きな損失を出していたと見られる[池内敏 1999・34-39頁]。

そのため天和元年(1681)年に大谷・村川両家で再度協議がもたれ、「松嶋・竹島、以後寄合之所務に仕候」ことで合意がなされた¹⁰⁾。ここで「寄合之所務」すなわち収支合算の対象となったものは、それが「松嶋・竹島」と記される以上は「年々の収益」

ではなく両島における収支のことである。おそらく松島での収益は単独では釣り合わなかったのである。

ところで元禄5年(1692)に竹島で朝鮮人と競合して以来、大谷・村川両家は毎年竹島渡海を行いはしたが全く収益をあげられなかった。最後の竹島渡海となった元禄8年も多数の朝鮮人がいたために着岸できず、「松嶋ニ而鮑少々取申候」という¹¹⁾。

元禄9年1月、大谷・村川両家の竹島渡海が禁止された。その禁令に「松島」なる名称が含まれなかったことをもって禁令以後も松島渡海がなされていた可能性が指摘される[川上健三・190-192頁]。しかしながら、竹島渡海の当事者たちは松島を竹島と併せて活用するよう考えていたこと、松島単独での収益追求は失敗し竹島・松島両島での収支合算でしか家業を維持しえないと判断されたこと、こうした点からすれば如上のような可能性は想定しがたい。元禄8年に松島から持ち帰った鮑も「少々」に過ぎず、おそらく家業を支えるようなものとはなりえなかった。それは竹島渡海禁止ののち大谷・村川両家がたびたび家業の保障を求める嘆願書を出している¹²⁾ことから明瞭である。

さらに、会津屋八右衛門一件に際して浜田藩家老が「松島へ渡海之名目を以て竹島へ渡」るよう八右衛門に示唆したことを捉えて「松島への渡航はなんらの問題もなかった」[川上健三・190-192頁]とするのは、机上の史料解釈としてはありえよう。しかしながら、松島が危険を冒して渡航利用するだけの価値をもった島と実際に考えられていたか否かは別問題である。八右衛門は竹島渡海の途中で実見した松島について次のように述べる¹³⁾。

(前略)隠岐国福浦へ着、夫より順風ニ随子之方へ沖走いたし、松嶋地先をも罷通候節、船中より見受候処、果而小嶋ニ而樹木等も無数、更ニ見込無之場所ニ付、態々上陸不致、其俣乾之方へ乗廻、七月廿一日竹嶋へ着船、(以下略)

ここからすれば、現実の渡海者が見た松島はまるで魅力のない「見込無之場所」でしかなかった。とすれば、竹島渡海禁止以後、日本人が松島を単独で利用したと楽観的に推測することはできない。日本人の松島(竹島/独島)利用は、1880年代に入って日本人が再び鬱陵島利用を活発化させ、鬱陵島と併

せての利用が再開されてからのちのこととせねばなるまい。

13) 前掲『竹島渡海一件記』[森須和男 1991・24頁]。

II 朝鮮人による鬱陵島海域の利用

元禄6年(1693)竹島出漁中に捕捉されて鳥取藩領へ連行された安龍福らは、長崎での事情聴取に際し、「常々竹嶋之儀鮑・和布大分御座候」ことを聞いて、蔚山人9人・釜山人1人の計10人で1艘に乗り込み、蔚山を出港して寧海經由で竹島に着船したことを述べる¹⁾。また対馬府中での事情聴取に対しては、竹島出漁を始めた経過や出漁者の出身地にかかわって次のように返答している²⁾。

(第6条) 類船之儀者、全羅道之内シユンデン(順天か)与申所之船ニ而人数十七人乗組、同壹艘ハ慶尚道之内カトク(加徳)与申所之船人数十五人乗組、式艘共ニ四月五日彼嶋ニ参候、式艘之人数船頭を初為存者壹人も無御座候、

(第8条) 一 我々彼嶋ニ罷渡候儀、鮑・和布大分有之由承及、持ニ罷渡候、類船トテモ其通御座候、別而商売之心懸ニ而曾而無御座候、

(第10条) 一 我々儀今度初而彼嶋ニ罷渡候、乗組之内キンバタイと申者、去年彼嶋江一度持ニ罷渡、様子為存者ニ御座候故、我々も罷渡候

(第11条) (加徳) 一 カトク船ニ兩人彼嶋江前以壹度渡り候者有之由承及候、

(第12条) 一 我々彼嶋ニ罷渡候儀、別而忍ひ申儀曾而無御座候、去年もウルサン(蔚山)之者廿人程罷渡候、尤公儀より之差図と申儀も無之候、自分之持ニ罷渡候、

(第13条) 一 彼嶋ニ朝鮮国より渡り候儀、往古より渡来候哉、近年より渡候哉、左様之様子者曾而存不申候、

これによれば、朝鮮人の鬱陵島出漁の始期は必ずしも明確ではなかったが(第13条)、おおむね1692年頃からとすべきではあるまいか。というのも、ひとつには安龍福らは初めての竹島渡航だったが、乗組員のなかに昨年に続いて二度目の渡航者がいた(第10条)とか、慶尚道加徳船には二度目の渡航者が2人含まれ(第11条)、去年蔚山からの渡航者があった(第12条)などとするからである。また鳥取藩江戸藩邸は、大谷・村川両家の船が1692年以来四年連続して竹島で朝鮮人漁民と競合し、しかも年を

- 1) 元禄5年(1692)竹島で初めて朝鮮人と競合した帰りに、まず石見浜田に着船し、三尾関を經由して米子に帰着した(「船頭平兵衛・黒兵衛口上覚」[川上健三・145頁])。
- 2) 国立国会図書館所蔵対馬藩政史料「深見弾右衛門古帳之写」寛永14年7月10日条。
- 3) 岡嶋正義『竹島考』(鳥取県立博物館)の「大谷之船漂到朝鮮国」項。
- 4) 鳥取県立博物館蔵「竹嶋之書付」[塚本孝・88頁] 翻刻史料番号10。
- 5) 天和元年10月に借銀を申し入れる際、近年におけるアシカ油の収量が「漸式三拾樽、或ハ四五拾樽」であり「此分ニてハ中々勝手ニ逢不申」と述べる[池内敏 1999・40頁]。寛永14年に漂流した村川船にはアシカ油が314樽積まれており、また寛文6年に漂流した大谷船には70樽積まれていた[池内敏 1999・47頁・表1]。これら漂流船は各一艘の積荷であり、通常竹島渡海船が二艘で渡航することを考慮すれば、天和元年前後の収量の落込みにはきわめて厳しいものがある。
- 6) 鳥取藩政史料『控帳』元禄7年11月26日条、鳥取県立博物館。
- 7) 竹島一件交渉を継続中であった対馬藩でさえ、日本人の竹島渡海禁止という幕府方針が元禄9年正月末に鳥取藩へ伝えられた事実を知らなかった。この点については稿を改めて論じたい。
- 8) 『竹島渡海一件記』(東京大学付属図書館蔵・写本)[森須和男 1991]。
- 9) 『新修鳥取市史』2, 1988年, 313頁。ただし一部改めた。
- 10) 「寄合之所務」について、川上健三は、隔年でなされた竹島渡海の収益は年ごとに差があったので、天和元年以後、大谷・村川両家間で「収支損益」の平均化をはかったと解している[川上健三・92頁]。これに対する筆者の見解は[池内敏 1999・38-40頁]で述べたが、本稿ではさらに発展させている。
- 11) 前掲「竹嶋之書付」[塚本孝・81頁] 翻刻史料番号3。
- 12) 元禄11-16年(1698-1703)村川市兵衛は江戸に滞在して竹島渡海の復活歎願を行い[池内敏 1998・99頁]、また元文5・6年(1740-41)の嘆願書が『大谷氏旧記』(東京大学史料編纂所・写本)に収載されている。

追うごとに朝鮮人漁民数が増えたため、いずれの年も収益を上げられずに空しく帰港したことを述べている³⁾。こうした事態は、大谷・村川両家による竹島渡海の歴史のなかでは初めてのことであった。

ところで、上記史料に記された渡航目的は「鮑・和布(わかめ)」の採取であり(第8条)、出航地としては慶尚道東海岸(蔚山)・同南海岸(加徳)および全羅道南海岸(順天)が見える(第6条・12条)。これらに、元禄竹島一件後の利用状況および出身地の事例を追加してみたい。

元禄竹島一件ののち鬱陵島は改めて朝鮮人の渡航が禁止され、おおむね三年に一度搜討使が派遣されて島内の巡察が行われた。巡察終了時には「篋竹・香木・土石等数種」・「紫檀・香青竹・石間朱・魚皮等」・「紫檀香二吐・青竹三箇・石間朱六升・可支魚皮二領」⁴⁾などの珍品が国王に献上されたりもしたが、これらは民衆の生産活動における収獲対象とは必ずしも一致しなかった。

民衆の場合、蔚山の漁民14名等が鬱陵島で魚鱈(鮑)・香竹を採取していたのが摘発されたり⁵⁾、伐木造船した船や伐採した竹1164本を転売しようとした15名が元山で捕捉されたりしている⁶⁾。フランス人ペルウズの船は1787年5月27日に鬱陵島に最接近し、島の複数の浜辺に朝鮮人の造船工場を視認した。朝鮮人はペルウズの船を見るや森の中に遁走したというが、航海日誌では「朝鮮人船匠は、夏期食料を携帯して同島(鬱陵島)に渡航し、船舶を建造し、之を本土に輸送売却するものにあらざるか」と推測している[田保橋潔・9頁]。元山で捕捉された事例はペルウズの推測を裏づけるものでもある。

このほか鬱陵島産の朝鮮人参と江原道住民による盗採をめぐる記事は多い[宋炳基・57-58頁]。鬱陵島は薬材採取の宝庫でもあった。李薫は、文久2年(1862)10月石見国美濃郡喜阿弥浦への朝鮮人漂着事件を素材にして、慶尚道慶州の人々が鬱陵島で長期間滞在しながら薬材採取することを生計手段とし、上記の漂着事件も朝鮮人参を採取しようと鬱陵島へ赴いて漂流したとする[李薫・110-111頁]。そのうえで、鬱陵島での交易を意図したものか、日本での密貿易を企てたが発覚し漂流を偽装したのか、倭館近くに形成された密貿易市場で交易しようとして日

本へ漂着したものなのか断定しがたい、としながら日朝間の密貿易を展望している[李薫・110-111頁の注(85)]。この点を検討してみよう。

(a)我々儀朝鮮国咸鏡道明川之民民御座候、老船拾叁人乗組、昆布為商売去壬戌年閏八月廿四日在所発船、同道德源を志し段々通船仕候処、同九月廿四日俄大北風吹起、楫を損不得止任風漂流仕候処、同晦日江原道蔚陵島江流寄候付、同所ニ而檣を切縮、仮楫等出来帰郷仕度順待中、(b)景尚道景州之者式人不斗出会申聞候、去ル三月為採薬人数四人全羅道济州之船借入此所江罷越、追々相持薬類積入帰帆相志罷在候処、六月初旬比、内式人闇夜潜ニ出帆仕、残る式人無人島之儀ニ而食糧尽果、草根果実鳥類等ニ而相凌居候由ニ而便船相頼候付、(c)同国之者右様之艱難見捨かたく我々食糧も尽果居候得共、為乗組、此所ニ而都合拾三人乗組、同十月二日順風と相見地方江四五里程を颯出候処、西北風吹募り仮楫ニ而風濤難凌、不得止漂流仕、同十日何国共不存処江漂流難儀仕候内、浦人被出会預介抱、初而日本之御地と申儀を存安心仕候、(以下略)⁷⁾

上記は長崎奉行所における事情聴取の記録である。これによれば、咸鏡道明川人11人が昆布商売のために明川を出航して鬱陵島に漂着したこと(a)、鬱陵島で慶尚道慶州人2人と出会い(b)、計13人で鬱陵島を出航して石見に漂着した(c)、ということである。ここで慶州人2名が、济州船を借りて鬱陵島へ薬材採取に赴いたことは述べられているが、同時に何らかの行き違いがあつて鬱陵島に取り残された人たちであったこともまた述べられている(b)。この史料からする限りは、李薫の理解は成り立たない。

一方、この漂流民たちが釜山まで送還されて、朝鮮側官吏から受けた事情聴取の記録も残っている⁸⁾。それによると、慶州府東海に住む権明宗・鄭昌明の2名が、鬱陵島は薬材に富んだ島と聞き、蔚山人金某らとともに4名で3月14日鬱陵島に着船した。島内で麦門冬(りゅうのひげ)10斤・厚朴1斤・甘藷30丹を採取し、天日に干して乾燥させていたところ、5月28日に船主が多くの人材木を積んで先に出船してしまい、2人だけが島に取り残された

いう。先の史料とも併せて興味深いのは、慶尚道東
北海岸へ濟州島の船が入り込んでいること、鬱陵島
は朝鮮人参に留まらない多様な薬材の島として知ら
れ利用されていたことである。そうした点から考え
れば、おそらくこれらの薬材は（そして朝鮮人参も
含めて）朝鮮国内での流通と利用を前提されていた
と思われるのである。

- 1) 国立公文書館内閣文庫『竹島紀事』元禄6年6月
綱。
- 2) 同上、同年9月4日綱。
- 3) 前掲「竹嶋之書付」[塚本孝・81頁] 翻刻史料番号
3。
- 4) それぞれ『肅宗実録』肅宗25(1699)年7月15日
条・同28(1702)5月28日条、『各司膳録』27(江原
道編1)79頁(哲宗8年(1857)5月15日条)。
- 5) 『正祖実録』正祖11年(1787)7月25日条。
- 6) 『備辺司膳録』正祖11(1787)年8月29日条。
- 7) 大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬藩政史料、古文
書目録 No. 9413。なお、李薫は目録 No. 5239, 7708,
8648に依拠して論を進めるが、いずれも同一事件に
関する記録である。ただし、漂流経過を知るには
No. 9413を使用するのが最も分かりやすい。
- 8) 『各司膳録』12(慶尚道編2)「東萊府啓録」第四
冊, 172-173頁。

III 境界領域に対する意識

17-19世紀鬱陵島海域の利用は、日本人によるも
のであれ朝鮮人によるものであれ、天然資源の略奪
を基本的性格としている。そして日本人の場合は日本
における流通・利用・消費を、朝鮮人の場合は朝鮮
におけるそれを目的としていたと思われ、この時期
のこの海域には交易や共同の契機は存在しなかつ
たと想定される。そのことを別の観点から検討して
おこう。

故老ノ伝説曰、コノ時此方ノ船人トモ事ヲ和順
ニ計リ、異客ヘモ俱ニ所務ヲ成サシムルトキハ
永ク通舶相成ベキコト成ニ、彼等ガ思慮浅シテ
時勢ヲモ不弁、後来ヲ懲シメントテ実ハ理不尽
ノ譴責ヲ成ケル故、彼ト憤怨ヲ構シテ、後ニハ
此方ノ船隻ヲ拒撃セルニ至レリト云、此説尤当
レリ、但シ是ハ全ク落着以後ノ分別ト見ユル、
万事先見ハソノ如ニハ的中シ難キコト歎

上は、鳥取藩士岡嶋正義が文政11年(1828)に著
した『竹島考』に収録された、ある故老の発言と、
それに対する岡嶋の寸評である[池内敏 1998b・
104頁]。故老の述べる「コノ時」とは、元禄5年
(1692)の竹島で日本人と朝鮮人が初めて競合した
ときのことである。このときの日本人側の発言は
「此嶋之儀、公方様より拝領仕、毎年渡海いたし候
嶋にて候所に、何とて参り候や」「此嶋を早々罷立
候様ニ」のようなものであったと記録されており、
翌年ふたたび競合したときには「此嶋へ渡り獵いた
し候儀堅無用之段、おどししかり段々申聞せ」と
いう[川上健三・145-148頁]。こうした発言を、く
だんの故老は「理不尽ノ譴責」としたのである。
「異客ヘモ俱ニ所務ヲ成サシムルトキハ永ク通舶相
成ベキコト成ニ」とするところからも分かるように、
故老は竹島における資源の利用を、日本人・朝鮮人
の共同利用・共存こそが望ましいと考えていたので
ある。しかしながら、竹島渡海禁止令を不当措置と
考える鳥取藩領民が大多数だったから、故老のよう
な考え方は当時であつては少数派であつた。岡嶋も、
故老のような立場を認めた上で(此説尤当レリ)、
しかし「全ク落着以後ノ分別」だとして斥ける。

一方、元禄6年の竹島で日本人に捕捉され鳥取ま
で連行された経験をもつ朝鮮人漁民安龍福は、のち
元禄9年に竹島で再び日本人と出会ったときに、
「何故犯我境」と憤り罵ったともいう[川上健三・
141頁]。安龍福の発言には検討すべき点が多々ある
ものの¹⁾、この発言には「共存」という発想が欠如
していることだけは確かである。先の故老の言とも
併せ、当時における日本人・朝鮮人のいずれもが、
鬱陵島の資源について共同利用をしようなどという
発想を持ち合わせてはいなかつたのである。それは
日本人・朝鮮人のいずれもが、それぞれの「内側」
へ向けて求心的な意識構造を自らのものとしつつ
あつたからではなからうか。

ところで、17世紀初頭の対馬藩・江戸幕府は竹島
を日本人の渡航・入居が禁じられた朝鮮領と確認し
ていたが、そうした確認はきちんと継承されなかつ
た[池内敏 2001・3頁]。あるいは近世日本には、
そうした事柄をきちんと継承するシステムが欠けて
いたというべきかもしれない。そのため、元禄6年

に鳥取藩からの訴えを受けた幕府は、竹島への朝鮮人渡航禁止を求める交渉を対馬藩に命じたりしたのである。

幕府は元禄9年(1696)1月、当初対馬藩に指示したのは正反対に日本人の竹島渡海を禁止し、足かけ4年に亙る交渉に終止符を打とうとした。ここで幕府判断が反転した背景には、元禄8年末の鳥取藩への問い合わせがあり、竹島は鳥取藩領ではないとする返答が大きな要因となった。担当した老中阿部正武は次のようにいう²⁾。

(前略)竹島元しかと不相知ことニ候、伯耆より渡り漁いたし来る由ニ付、(中略)罷渡り漁仕候迄ニ而、朝鮮之島を日本江取候と申ニ而も無之、(中略)日本人居住候か、此方江取候島ニ候ハ、今更遣しかたき事ニ候得共、左様之証拠等も無之候間、此方より構不申候様ニ被成如何可有之候哉、(中略)元取候嶋ニ而無之上者、返し候と申筋ニ而も無之候、(以下略)

竹島は、そこで漁をしているだけであって、日本領としたこともなければ日本人が居住しているわけでもない。竹島はもともと日本領にした島というわけでもない以上は返すというわけにも行くまいというのである。渡海禁令の文面に「至于今雖致漁候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付」としか書かれ得なかつた所以である。

ところが、会津屋八右衛門事件を契機に出された天保竹島渡海禁令は、竹島について「元禄之度、朝鮮国江御渡しニ相成り候以来、渡海御停止被仰出候場所ニ有之」と記す。ここには元禄8年末～9年初における阿部の判断がきちんとは受け継がれていない。阿部の言った「元取候嶋ニ而無之上者、返し候と申筋ニ而も無之候」とはまるで正反対の評価となっている。八右衛門一件を審理する際、幕府は、対馬藩へは問い合わせを行ったものの、鳥取藩に問い合わせを行った形跡はない³⁾。天保竹島渡海禁令における文言変化の背景には、この間における対馬藩の竹島認識なりが反映されているのではあるまいか。

八右衛門一件の審理が進められている最中の天保7年7月、幕府から対馬藩江戸藩邸に対し、竹島・松島とはそれぞれ如何なる島かとの問い合わせがな

されている⁴⁾。対馬藩の返答部分から抜粋すると以下の通りである。

(前略)(a)松島之儀元禄年御老中阿部豊後守様より御尋之節、竹島近所ニ松島と申嶋有之此所江も日本人罷渡漁仕候段、下々風説ニ承段御答申上候由、留書ニ相見申候、竹島同様日本人罷渡致漁候儀御停止之嶋とハ被考候得共、差極候儀者御答仕兼候、朝鮮地図を以相考候得者、蔚陵于山ニ島有之と相見申候、右(b)竹島江彼国漁民共罷渡且木材多島と相聞候付、為舟造罷渡候由ニ而住居之者ハ無之由ニ御座候、尤彼国役人時々為見分致渡海候と相聞申候、尤も当時ハ如何ニ御座候哉、差極候儀難申上候、(以下略)

ここで、竹島については(下線(b))、豊かな森林資源を背景にして造船のために朝鮮人が渡航しているが、島に人が住み着いているわけではなく(「住居之者ハ無之」)、捜討使がときに島の巡察を行っていることを述べる。そこには元禄竹島一件後の新たな情報が盛り込まれるとともに、最新情報については確言できないともする。一方、松島については、元禄竹島一件の際に議論とならなかったこともあって、「松島もまた竹島同様に日本人の出漁が禁止されたとも考えられるがはっきりとは分からない」とする曖昧な返答となっている(下線(a))。李薫はこの返答部分を捉えて、松島(竹島/独島)を鬱陵島から分離しようとする意図が見えると評する[李薫1996]が、そこまで読み込めるか否かは別にして、これら対馬藩の認識が幕府意志に反映され世間に流布していくこととはなつたろう。

幕末期長州の志士たちが竹島開拓を議論していたことが明らかにされている[岸本覚]。村田蔵六・桂小五郎名で書かれた「竹島開拓建言書案」中にある「竹島之義は朝鮮へ御渡し相成り申候説も御座候」とする部分は、天保竹島渡海禁令の一節と通じている。竹島渡海禁止が全国法令として出されたことは「民間レベルの密航・渡海の熱に、冷や水を懸ける」役割を果たしたと注目・評価する[落合功・59頁]のは妥当な評価と思うが、同時に「朝鮮国江御渡しニ相成り候」なる文言が全国法令として流布されたことも注目に値する。「朝鮮へ渡した島」と

の物言いは、かつては日本のものだったということを含意することとなるからである。そしてその島が「住居之者ハ無之」島すなわち無人島だということとなれば、人々の鬱陵島開拓熱は煽られてゆく。開国期、五島列島のキリシタンの中には新天地を竹島に見出そうとする者があったという。

日本に居つては迎も神棚打捨て、心安々と教を守つて行けるものではない。一つ思ひ切つて無人島を探して之に移住してはどうぢや。聞けば朝鮮近海の竹島は、何の国にも属せぬ離れ島で、大きな竹が見事に茂り、鮑の如きはその竹に生り下つて居るとか。是こそ屈強の隠所だ。先づ之が探検に出掛け様ぢやないか [浦川和三郎・272頁]

渡海禁止の島は、やがて開拓対象の島として注目を浴びることとなるのである。

- 1) すでに指摘されていることだが、竹島渡海禁令が伝達されたのちに於ける元禄9年に竹島渡海を日本人が行うとは考えにくく、安龍福の発言を額面通り受け取るとは研究上たいへん危険である。
- 2) 前掲『竹島紀事』元禄9年正月28日綱、[池内敏2001・20頁]。
- 3) 管見の限りでは、天保7～8年の鳥取藩政史料にそうした問い合わせの記事は見出せない。
- 4) 大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬藩政史料、古文書目録 No. 4013。なお、この史料はすでに [李薫1996・41-42頁] で引用されているが、李薫は年未詳のこの史料を1722年石見住人が竹島渡海をしたときのものと誤解している。しかしながら、1722年石見住人の竹島渡海なる史実が存在しないことは先に述べた。また、本稿では引用しなかった史料冒頭に「近年石州之者隠岐国より右竹島江罷渡」とあるが、これは石見浜田藩会津屋八右衛門が、浜田から直接竹島への渡航をめざしながら隠岐島に漂着し、そこから竹島渡海を行った史実を指している。またこの史料の差出人はいずれも天保7年には対馬藩江戸留守居だった人物である。したがってこの史料は天保7年のものとしておくのが相当と思われる。

おわりに

1881年、捜討使は鬱陵島に多くの日本人が入り込み森林の伐採等を行っていることに気づき、朝鮮政府は日本政府に対して抗議し渡航禁止を求めた。日

本外務省は非を認めて謝罪し、また明治16年(1883)内務省・司法省から鬱陵島への渡航禁止を再確認させるとともに、同年、鬱陵島在留日本人の引き揚げを実行に移した [堀和生]。

ところで、明治15年10月に農商務卿西郷従道にあてて鬱陵島における樹木伐採・近海出漁の認可を求めた藤津正憲なる人物は、「旧藩制中渡島ノ儀モ不相叶空敷徑過候処、置県後過ル明治十三年」より鬱陵島渡海を試みるようになったと嘆願書に記す¹⁾。これによれば、「旧藩制中」には鬱陵島渡航を胸に抱きながらも実行に移せなかったが、1880年から渡航を実現したということである。「旧藩制中」には人々のあいだにも竹島渡海禁令が生きていた。

一方、鬱陵島在留日本人の引き揚げが具体的な日程に上っていた時期、鬱陵島に渡った日本人なかんずく山口県人の実態調査を命じられた山口県庁の山本修身は、明治16年(1883)9月3日付の復命書のなかで、次のような対話を記録する²⁾。

朝鮮人云ク、本島ハ我国ノ処領ナレハ外国ニ斯克猥リニ渡航上陸スヘキ筈無之、然ルニ斯克上陸、剩ヘ樹木等ヲ伐採セルハ日本政府之命令ナルカ又ハ知ラスシテ渡航セシ歟、

日本人云ク、日本政府ノ命令ニハアラサレドモ、

(a) 万国公法ニ拠ルモ無人島ハ発見セシ者三年間其地ニ住居スルトキハ所有ノ権可有之ニ付、樹木ヲ伐採スル何ノ妨カアラン、

朝云ク、然ラハ我国政府ヨリ貴国政府ヘ照覆スルゴトアリ、然シナカラ今ニシテ不残本島ヲ立去リ将来渡航セサルコトヲ承諾スレハ、敢テ貴国政府ヘ照覆ナスノ煩ヲ省カン、

日人云ク、(b) 本島ハ貴国之所領ナルコト彼我政府ニ於テ条約アレハ、便船次第立去ルヘシト

雖モ、既ニ伐採シタル材木ハ如何スヘキカ、

朝云ク、ソレハ持帰ルモ苦シカラス、

右問答終ハリ、日人モ渡航セサル義ヲ承諾シ、

互ニ相別レタリト云フ、

「旧藩制」を脱した民衆は「万国公法」を盾にして鬱陵島での森林伐採行為を正当化しようとする(下線(a))。しかし朝鮮官吏の毅然とした姿勢の前に、鬱陵島が朝鮮領だと確認するような「彼我政府ニ於テ条約アレハ」それに従うと言わざるを得な

かった。「万国公法」よりも、具体的な二国間の取り決めを優位に考えたのである。やがて二国間の取り決めとしての日朝両国通漁規則が明治23年(1889)に定められると、今度はその取り決めに従って鬱陵島周辺海域への日本人の進出が拡大してゆくのであった。

- 1) 明治15年10月8日付、農商務卿西郷従道あて山口県士族藤津正憲嘆願書(山口県文書館『蔚陵島一件録』、行政文書・県庁・戦前A・土木25)。なお、『蔚陵島一件録』の所在については木部和昭氏から御教示を得、史料を検討する機会を与えられた。
- 2) 明治16年9月3日付、山口県令代理あて山口県庁庶務掛山本修身復命書(前掲『蔚陵島一件録』)。

参考文献

池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』、臨川書店、1998年
 同「『竹島考』ノート」、『江戸の思想』9、1998年
 同「竹島渡海と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』1、1999年
 同「竹島一件の再検討」、『名古屋大学文学部研究論集』史学47、2001年
 李薫「朝鮮後期独島領属論議」*、『独島と対馬島』、知性の泉社(ソウル)、1996年
 同『朝鮮後期漂流民と韓日関係』*、国学資料院(ソウル)、2000年
 浦川和三郎『切支丹の復活』後編、1928年(1979年、国

書刊行会復刻)
 落合功「『竹島渡海一件』について」、『中央史学』24、2001年
 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、古今書院、1966年
 岸本覚「幕末海防論と『境界』意識」、『江戸の思想』9、1998年
 宋炳基『鬱陵島と独島』*、檀国大学校出版部(ソウル)、1999年
 宋炳基(内藤浩之訳)「朝鮮後期の鬱陵島経営」、『北東アジア文化研究』10、1999年
 田保橋潔「鬱陵島 その発見と領有」、『青丘学叢』3、1931年
 田村清三郎『島根県竹島の新研究』、島根県、1965年
 塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図(上)」、『レファレンス』411、1985年
 内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』、多賀出版、2000年
 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、1969年
 藤田明良「十五世紀の鬱陵島と日本海西域の交流」、『神戸大学史学年報』18、1993年
 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24、1987年
 森須和男「竹嶋一件考」、『亀山』18、1991年
 同「竹嶋一件考『今津屋八右衛門』」、『亀山』23、1996年

【歴史学研究 増刊号 大会報告集】

1995年度 第二次世界大戦と戦後50年
 1996年度 世界史における20世紀
 1997年度 世界史における20世紀 II

1998年度 世界史における20世紀 III
 1999年度 世界史における20世紀 IV
 2000年度 世界史認識と全体史の可能性
 2001年度 民衆の生きた20世紀

《以上各2270円》

《以上各2350円》

歴史学研究別冊 総目次・索引〔第501号～第600号〕《1545円》

- ▲以上在庫僅少あります。ご注文、お問い合わせは当会事務局または青木書店まで。
- ▲例月号も1970年代以降のバックナンバーあります。当会事務局までお問い合わせ下さい。